

○佐賀県警察の足痕跡取扱いに関する訓令

平成24年 3 月29日

本部訓令第 5 号

改正 平成30年12月21日本部訓令第16号

令和 4 年 1 月 7 日本部訓令第 1 号

佐賀県警察の足こん跡取扱に関する訓令（昭和54年佐賀県警察本部訓令第16号）の全部を改正する。

（準拠）

第 1 条 足跡及び痕跡の取扱いは、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第 9 号。以下「細則」という。）によるほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 痕跡 タイヤ痕、工具痕その他の痕跡又はこれらを採取したものをいう。
- (2) 足痕跡 足跡及び痕跡をいう。
- (3) 現場足痕跡 犯罪現場その他被疑者が足痕跡を遺留したと認められる場所（以下「犯罪現場等」という。）に残された足痕跡又はこれを採取したものをいう。
- (4) 遺留足痕跡 現場足痕跡のうち、被疑者が遺留したと認められるものをいう。
- (5) 関係者足痕跡 被疑者以外の者で犯罪現場等に足痕跡を残したと認められるものから採取した足痕跡をいう。
- (6) 被疑者足痕跡 被疑者足跡及び被疑者が犯行に使用したと認められるものによる痕跡をいう。

（現場足痕跡の採取等）

第 3 条 警察署長又は捜査を担当する警察本部の所属（刑事部鑑識課を除く。）の長（以下「警察署長等」という。）は、現場鑑識を必要とする犯罪が発生したときは、直ちに所属職員を臨場させた上、現場足痕跡の発見及び採取に努めさせるとともに、必要に応じて関係者足痕跡を採取させるものとする。

2 警察署長等は、現場足痕跡の採取に当たっては、採取の日時、場所、方法、立会者及び採取者を明らかにするとともに、写真、見取図等を作成し、証拠力の保全に努めなければならない。

第 4 条 警察署長等は、前条第 1 項の規定により、所属職員が現場足痕跡又は関係者足痕跡（以下「現場足痕跡等」という。）を採取したときは、速やかに当該現場足痕跡

等を現場足痕跡等送付書（様式第1号）により、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付しなければならない。

2 警察署長等は、前項の規定により現場足痕跡等を送付するときは、事件ごとに分けて、足跡送付（収納）袋（様式第2号）又は工具痕・手袋痕等送付（収納）袋（様式第3号）に収納し、又はこれらを貼り付けて送付するものとする。

3 警察署長等は、第1項の規定により現場足痕跡等を鑑識課長に送付したときは、現場足痕跡等照会処理簿（様式第4号）に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

（現場足痕跡等の受理等）

第5条 鑑識課長は、現場足痕跡等の送付を受けたときは、現場足痕跡等受理簿（様式第5号）に必要事項を記載し、現場足痕跡に受理番号を付して写真撮影を行うとともに、直ちに、次に掲げる分析・対照を行わなければならない。ただし、第1号による選別の結果、対照不能と認められたものについては、写真撮影を省略することができる。

(1) 現場足痕跡について、対照可能・対照不能の選別

(2) 対照可能な現場足痕跡と関係者足痕跡との対照による遺留足痕跡の認定

(3) 遺留足痕跡について、その種類、名称、模様、大きさ等の調査

(4) その他捜査上の参考となる事項の調査

2 鑑識課長は、分析・対照の結果について、現場足痕跡等受理簿に記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

3 鑑識課長は、第1項の分析・対照を行ったときは、現場足痕跡分析・対照結果回答書（様式第6号）を作成し、現場足痕跡等を送付した警察署長等に、その結果を通知しなければならない。ただし、選別の結果、現場足痕跡のすべてが対照不能であったとき、既に被疑者が検挙されているときその他鑑識課長が作成の必要がないと認めるときは、その作成を省略することができる。

（足跡画像検索システムへの遺留足跡の登録）

第6条 鑑識課長は、前条第1項第2号の規定により認定した遺留足痕跡のうち、遺留足跡については、足跡画像検索システム（遺留足跡の写真画像を記録し、当該遺留足跡の分類番号（履物底に係る足跡等の分類基準（昭和60年10月3日警察庁丙鑑発第15号）に定める番号）その他必要事項を入力して、遺留足跡の写真画像の検索を行うシステムをいう。）に登録しなければならない。ただし、当該遺留足跡に係る被疑者が既に検挙されているときその他鑑識課長が登録の必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による登録に当たっては、事件1件について、2種類以上の遺留足跡があるときはその種類ごとに登録し、同種の遺留足跡があるときは最も鮮明なものを登録するものとする。

3 前2項の規定により登録した遺留足跡に係るデータは、次のいずれかに該当するときに抹消する。

- (1) 被疑者が検挙され、事件が解決したとき。
- (2) 鑑識課長が登録しておく必要がないと認めたとき。

(現場足痕跡の保管)

第7条 鑑識課長は、第4条第1項の規定により送付を受けた現場足痕跡について、適正に保管しなければならない。ただし、当該現場足痕跡が次のいずれかに該当するときは、これを処分することができる。

- (1) 判決が確定又は公訴の時効が完成したとき。
- (2) 被疑者の検挙その他の理由により保管の必要がないと認められるとき。

(平30本部訓令16・一部改正)

(写真原板の保管)

第8条 前条の規定は、第5条第1項の規定により送付を受けた現場足痕跡を撮影した写真原板の保管について準用する。

(遺留足跡写真票の送付等)

第9条 鑑識課長は、規則第5条第1項の規定により遺留足跡写真票（細則別記様式第1号）を送付したときは、遺留足跡照会処理簿（様式第7号）に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

2 鑑識課長は、規則第5条第3項の規定により警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）から通知を受けたときは、直ちに当該遺留足跡写真票に係る遺留足跡を送付した警察署長等に対して、その内容を電話又は書面（以下「電話等」という。）により通知しなければならない。

3 鑑識課長は、遺留足跡写真票に係る事件の被疑者が検挙されたとき、当該遺留足跡が関係者足跡であることが判明したとき及びその他の理由により当該遺留足跡を対照する必要がなくなつたと認めるときは、その旨を犯罪鑑識官に通知しなければならない。

(遺留足跡照会)

第10条 警察署長等は、規則第6条第1項の規定により、遺留足跡照会を行う必要があると認めるときは、鑑識課長に電話等により照会を依頼するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定による依頼を受けた場合において、その必要があると認め

るときは、速やかに、遺留足跡写真票を作成して、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に照会するものとする。

3 鑑識課長は、前項の規定により遺留足跡照会を行ったときは、遺留足跡照会処理簿に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

4 鑑識課長は、遺留足跡照会に対する回答を受けたときは、その結果を照会した警察署長等に電話等により通知しなければならない。

（履物底写真票の作成等）

第11条 鑑識課長は、佐賀県内の履物製造業者又は履物販売業者を定期的に巡回し、新しく製造され、又は販売された履物について、その履物底を写真撮影し、履物底写真票（細則別記様式第3号）を作成するものとする。

2 鑑識課長は、前項の規定により履物底写真票を作成したときは、履物底写真票作成処理簿（様式第8号）に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

（被疑者足痕跡の照会）

第12条 警察署長等は、被疑者足痕跡による余罪調査のための照会（以下「被疑者足痕跡照会」という。）の必要があると認めるときは、被疑者足痕跡照会書（様式第9号）に当該被疑者の履物その他の対照資料を添えて鑑識課長に照会することができる。

2 警察署長等は、前項の規定により被疑者足痕跡照会を行ったときは、被疑者足痕跡照会処理簿（様式第10号）に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

3 鑑識課長は、第1項の規定による照会を受けたときは、被疑者足痕跡照会受理簿（様式第11号）に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

4 鑑識課長は、第1項の規定による照会を受けたときは、直ちに、保管している遺留足痕跡との対照を行い、その結果を照会した警察署長等に被疑者足痕跡照会対照結果回答書（様式第12号）により回答しなければならない。

5 鑑識課長は、第1項の規定による照会を受けた場合において、当該被疑者が他の都道府県の区域にわたって犯罪を行っているとき、警察庁犯罪鑑識官又は当該他の府県鑑識課長に照会するものとする。

（保存期間）

第13条 この訓令に基づいて作成する文書の保存期間は、次の表のとおりとする。

文書の種類	様式	作成者	保存期間
現場足痕跡等送付書	様式第1号	警察署長等	公訴時効の完成まで
現場足痕跡等照会処理簿	様式第4号	警察署長等	永年

現場足痕跡等受理簿	様式第 5 号	鑑識課長	永年
現場足痕跡分析・対照結果回答書	様式第 6 号	鑑識課長	3 年
遺留足跡照会処理簿	様式第 7 号	鑑識課長	3 年
履物底写真票作成処理簿	様式第 8 号	鑑識課長	7 年
被疑者足痕跡照会書	様式第 9 号	警察署長等	1 年
被疑者足痕跡照会処理簿	様式第10号	警察署長等	1 年
被疑者足痕跡受理簿	様式第11号	鑑識課長	1 年
被疑者足痕跡照会対照結果回答書	様式第12号	鑑識課長	1 年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(佐賀県警察の組織に関する訓令の一部改正)
- 2 佐賀県警察の組織に関する訓令の一部を次のように改正する。
別表 1 鑑識課の項中「足こん跡係」を「足痕跡係」に改める。
- 3 佐賀県警察の鑑識技能検定に関する訓令の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項の表中「足こん跡」を「足痕跡」に改める。
別記様式第 4 号中「足こん跡」を「足痕跡」に改める。

附 則 (平成30年本部訓令第16号)

この訓令は、平成31年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年本部訓令第 1 号)

この訓令は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

(様式省略)